

奥出雲町環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 現状と課題

環境問題に対する関心が高まる中、農業においても環境との調和について適切な対応をとり、消費者の信頼を得ていくことが必要である。

農業は、本来その生産を資源循環に依存し、環境と調和した産業であるとともに、適切な農業生産活動による良好な農村の二次的自然環境の形成や自然循環機能の適切な発揮を通し、循環型社会形成に貢献する正の環境影響と肥料・農薬・エネルギーなど各種資材の利用、家畜排せつ物や使用済みプラスチックの排出などに伴う負の環境影響の両面を持ち合わせている。

環境に配慮した快適な地域社会の創造は、すべての産業が貢献すべき重要な課題であり、自然の資源循環を通して豊かな農作物を生産する農業においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

また、本町には持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保存をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方向

本町はこれまでも環境保全型農業を進めるため、有機質堆肥の施用や減化学肥料・減化学合成農薬による作物生産の推進、間伐材・廃木材等の再利用、廃プラスチック排出の削減等を進めてきたところであるが、奥出雲町農業全体の取組には至っていない。

このため、「奥出雲町環境保全型農業推進方針」（以下、「推進方針」という。）を定め、今後一層、耕畜連携による土づくりを基本に、化学肥料や農薬の使用を抑えた農業生産方式の導入を積極的に推進し、できる限り環境負荷の少ない農業への転換を早期に実現させ、古代神話の舞台「斐伊川」の最上流部に位置する本町の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業の確立を目指す。併せて、生きものと共生する農業生産の推進を図る視点で、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

2 取組目標

本町の環境保全型農業は、効率的な施肥や防除、家畜排泄物等有機資源の積

極利用による土づくりを基礎とし、化学肥料・農薬の効率的利用により、これら資材への依存を減らし、生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷の低減を目指すこととし、次の目標を掲げて取組むものとする。

- ・エコファーマー認定者数の拡大
(H19 92人 → H23 150人)
- ・島根県エコロジー農産物推奨面積の拡大
(H19 24ha → H23 150ha)

3 推進体制

環境保全型農業を推進するためには、県、町、農業団体、農業者等が一体となって推進する必要がある。このため、奥出雲町、雲南農業協同組合、仁多郡森林組合、農業委員会、農業者等により構成されている「奥出雲町産業振興協議会」に、島根県東部農林振興センターを加え、一体的な推進を図る。

4 推進内容

(1) 化学肥料、農薬等の化学合成資材の投入量の低減

化学肥料や農薬の節減には、地域の立地条件、農作物の作型、目標とする品質や各種技術の選択によって様々な方策が考えられる。

このため、本町では、次の事項を中心に推進することとする。

ア 化学肥料・農薬の削減術情報の収集・整理・提供

試験研究期間等が開発あるいは研究中の技術情報や農業者等が活用している削減事例等を幅広く収集し、本町農業の実情を考慮して分類・整理し、農業者等に広く提供する。

イ 環境保全型農業技術体系（モデル）の作成

研究情報、削減事例等の成果を踏まえ、地域別、作物別、作型別等によるきめ細やかな生産技術モデルを作成し、普及・啓発指導に活用する。

(2) 家畜排泄物等有機資源の活用の推進

家畜排泄物等有機資源は、農作物の栽培に必要とする肥料成分の供給源として、また、土壌の物理性・科学性及び生物性の改善・向上に効果がある。

ア 堆肥の需要・供給情報の整理

耕種農家が必要とする堆肥の質、量、直答の情報及び畜産農家が供給できる堆肥の種類、量、時期、供給範囲、価格等の情報交換ができる仕組みづくりを支援する。

イ 堆肥の利用場面の拡大推進

堆肥の活用事例を参考に利活用のモデルを作成するなど、堆肥利用場面の拡大を促進する。

(3) 農業者等への普及・啓発

県や農業団体と協調し、ポスターやパンフレット等により生産者に環境保全型農業の意義と進め方などについて啓発するとともに、農業者等が環境保全型農業を実践しようとするときは、技術情報等の提供により支援する。

(4) エコファーマー認定制度の活用

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定制度を活用し、環境保全型農業への取り組みを促進する。

(5) 消費者へのPR

県や農業団体と協調し、ポスターやパンフレット等により消費者に環境保全型農業の意義と進め方について啓発するとともに、農業祭など消費者との交流の場を利用した地場産物のPRを行う。

(6) 農業用プラスチック等の適正処理及び削減の検討

ア 農業団体と一体となって、施設園芸等の健全な発展と、ハウス等から出る廃ビニール、土壌のマルチ資材や肥料の空袋などのプラスチック類、農薬の空カン、空ポリ容器など農業用廃プラスチックの適正処理に向けた回収率の向上を促進する。

イ 紙マルチや生分解性マルチ等の土壌還元型資材の導入を検討するなど廃ビニール等の排出量削減に努める。

(7) 水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

5 作物別生産体系

(1) 水稻

- ①有機質肥料（有機物）の施用
- ②土壌・生育診断に基づく施肥
- ③地力増進作物（緑肥作物）の導入
- ④側条施肥
- ⑤肥効調節型肥料の施用
- ⑥病虫害発生予察による殺虫・殺菌剤の低減
- ⑦人力・動力除草機使用による除草剤使用回数の低減
- ⑧冬期湛水管理

(2) 野菜及び花卉

- ①施肥基準、防除要否の判断基準の見直し
- ②堆肥等の有機質資材や緑肥作物の利用
- ③有機質肥料や肥効調節型肥料の施用及び局所施肥
- ④土壌・生育診断に基づく施肥
- ⑤フェロモン剤の利用
- ⑥点滴・BT剤等の生物農薬及び対抗植物の利用
- ⑦被覆栽培及びマルチ栽培技術
- ⑧太陽熱解毒等熱を利用した土壌消毒
- ⑨光を利用した病害虫の防除技術

(3) 畜産

- ①ふん尿の適正な処理と耕種農家との連携による有機質の土壌への還元推進
- ②家畜ふん乳尾処理機械・施肥等の家畜使用施設
- ③有機微生物を利用した有機肥料の生産と利用の促進
- ④畜舎の一斉防除の実施
- ⑤良質な堆肥づくり

(4) 果樹

- ①病害虫発生予察と迅速な情報伝達による的確な防除
- ②点滴昆虫・天敵微生物の利用
- ③土壌・生育診断に基づく施肥
- ④マルチシート被覆栽培
- ⑤有機物資源リサイクルによる土壌改良
- ⑥枯れ枝の剪除

附 則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

この方針は、平成23年3月31日から施行する。